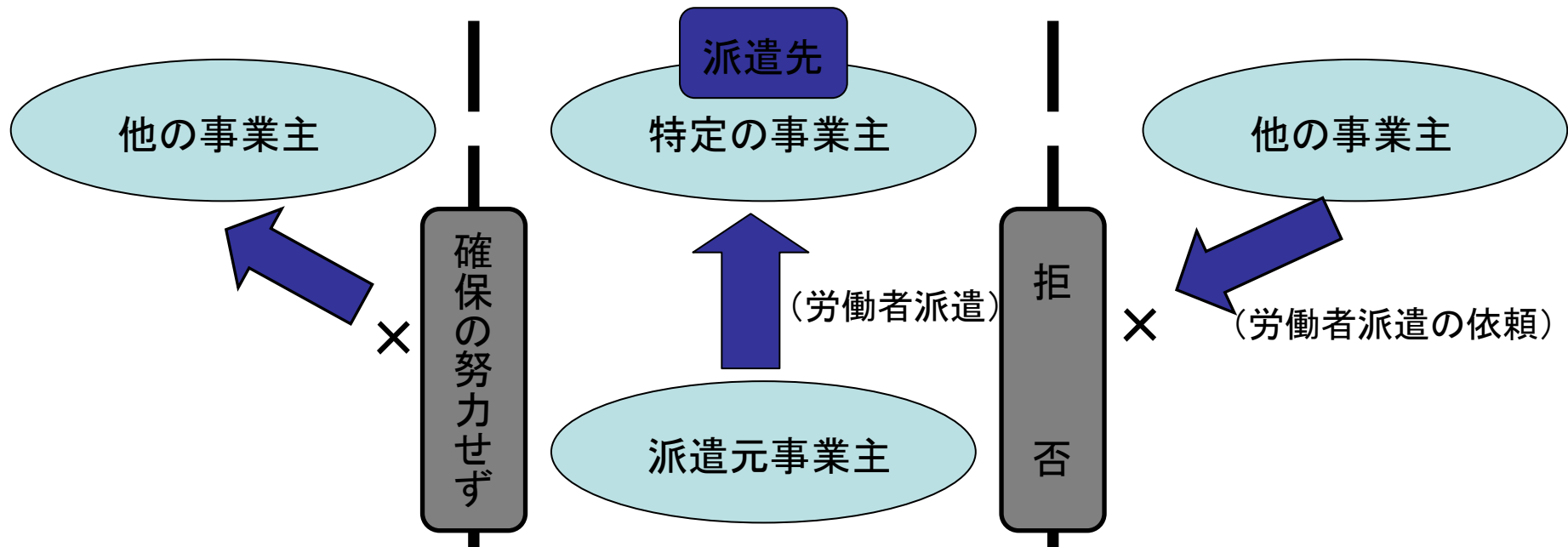


## ○ いわゆる「専ら派遣」について

いわゆる「専ら派遣」とは、「専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われる」労働者派遣事業をいう。

### 【専ら派遣の概念図】



### 【判断基準】

- ① 定款等の当該事業目的が専ら派遣となっている。
- ② 派遣先の確保のための努力が客観的に認められない。
- ③ 他の事業所からの労働者派遣の依頼を、正当な理由なく全て拒否している。

## ○ いわゆる「専ら派遣」に関する法令上の規定

- ・ 「専ら派遣」を目的としないことを、一般労働者派遣事業の許可基準等として規定。
- ・ 「専ら派遣」が行われている場合において必要があると認めるときは、派遣元事業主に対し事業の目的及び内容の変更を勧告することができる。

### 1 許可基準(法第7条第1項第1号)

厚生労働大臣は、一般労働者派遣事業の許可の申請が、「当該事業が専ら労働者派遣の役務の提供を特定の者に提供することを目的として行われるものでない」と認めるときでなければ、許可をしてはならない。

### 2 許可条件(法第9条、業務取扱要領)

一般労働者派遣事業の許可の条件として、「専ら労働者派遣の役務の提供を特定の者に提供することを目的として行うものではないこと」との条件を付している。(当該条件に違反した場合には、許可が取り消される。)

### 3 勧告(法第48条第2項)

厚生労働大臣は、労働力需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業が専ら労働者派遣の役務の提供を特定の者に提供することを目的として行われている場合において必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣事業の目的及び内容を変更するように勧告することができる。

(趣旨)

労働者派遣事業は、労働力需給調整システムの一つとして認められたものであるから、その機能を持たない、特定の者のみに派遣しているいわゆる専属派遣会社は第二人事部的なものであって、必ずしも適当とはいえない。